

30秒でチョットした情報通になれる



■節分とは季節を分けるという意味

今年の節分は何月、何日でしょうか？

2月3日。いえ、違うというか、正解というか……。正解は2月3日、5月4日、8月6日、11月6日です。「節分」の本来の意味は字義のとおり、季節の分かれ目のことです。だから「立春」「立夏」「立秋」「立冬」の前日は、すべて「節分」なのです。今年の「立春」は2月4日だからその前日が「節分」になります。

■豆まきのやり方は

立春の前日の節分が他より知られるのは「豆まき」があるからです。最近では、家庭で豆まきするのを見かけることはありませんね。

「鬼は外、福は内」はどんな方向に、何回いうのかを覚えている方も少なくなっていることでしょう。

玄関から外に向かって「鬼は外」と2度まき。次に家の中に向かって「福は内」と2度まきます。

食べる豆の数は、自分の年齢、または年齢より一つ多く食べます。その後に、今年一年間の無病息災を祈ります。

■立春が起点になる習わしは

「節分」が終わると、立春。この日が起点になる年齢に関係ある習わしがあります。

さて、何でしょうか？

それは厄年(やくどし)です。

厄年の始まりは1月1日ではなく、立春から翌年の節分までなのです。年齢の数え方はもちろん数え年です。以下は今年の本厄の方です。

男性の本厄(数え年25歳・42歳・61歳)

昭和元年2月4日～平成2年2月3日生まれの方

昭和47年2月4日～昭和48年2月3日生まれの方

昭和28年2月4日～昭和29年2月3日生まれの方

女性の本厄(数え年19歳・33歳・37歳)

平成7年2月4日～平成8年2月3日生まれの方

昭和56年2月4日～昭和57年2月3日生まれの方

昭和52年2月4日～昭和53年2月3日生まれの方

■初午はお稲荷さんの日

2月になって初めて午(うま)の日を「初午(はつうま)」といいます。初午の日はお稲荷さんの祭日です。お稲荷さんといえば鳥居のまえにいるキツネの石像。あのキツネは白狐(びやっこ)とか。

お稲荷さんにはキツネの好物といわれる油揚げが供えられます。ここから油揚げを使った料理を“イナリ”と称するようになったのです。

30秒でチョットした情報通になれる



健康情報
二月

ノロウイルス対策

「●●市は16日、●区〇〇町の「居酒屋▲▲」を11日に利用した15人が、下痢や嘔吐（おうと）などの食中毒の症状を起こしたと発表した。全員が軽症で快方に向かっているという。16日夕までに患者6人と従業員1人の便からノロウイルスを検出した。同市保健所は同日、店の営業禁止を命じた」。

最近、ノロウイルスの中毒が増えています。ノロウイルスの予防対策を調べてみると……。

■ノロウイルス予防対策は

「トイレの後や、調理をする際には手洗いを十分行いましょう／食品に触れる作業や、盛りつけ作業時などに、使い捨ての手袋を効果的に利用しましょう／下痢や風邪に似た症状のある人は、食品を直接扱う作業に従事しないようにしましょう／調理器具は、十分に洗浄した後、**次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）などで殺菌をしましょう。**」と記してありました。

「次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）などで殺菌をしましょう」ですが、「200ppmの濃度」はどうやったら作れるのでしょうか？

「次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度200ppm）」の「200ppm」作り方を調べたら福山市のHPにわかり易く紹介されていました。

・用意するもの

家庭用塩素系漂白剤／ペットボトル（2ℓ）／金属製でないじょうご／ペットボトルのキャップ



- ・ 2ℓのペットボトルに水を半分くらい入れておきます。
- ・ 家庭用塩素系漂白剤をペットボトルのキャップで2杯（5ml × 2 = 10ml）計ってペットボトルに入れます。
- ・ 最後に残りの水を加えて全体を2ℓにします。
- ・ ふたをして、よく振って混ぜ合わせます。これで200ppmの濃度になります。

株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

13年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる



●エレベーターの事故数●

事故内容	件数
扉や隙間に体が挟まれた	33
中に閉じ込められた	15
正常な位置で止まらない	7
急停止した	4
戸が開いたまま上昇した	1

平成24年4月1日～11月29日までの消費者庁
他の保有する事故情報

●正常な位置で止まらない

かごの停止位置がずれて、段差があつてつまずいたり、かごが無かったりしたら転落し、大きな事故につながります。

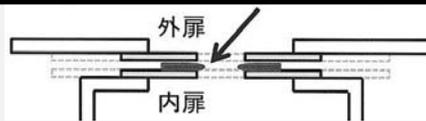
乗り込む前に、エレベーターの中を確認してから一歩踏み出しましょう。

消費者庁の平成24年12月4日のエレベーターの安全管理に関するニュースリリースを参考にしました。

●扉や隙間に体が挟まれた

エレベーターの扉には、セーフティシューと呼ばれる接触を感知する安全装置が内側の扉と外側の扉の間に付いています。この部分に体や荷物が触れると、扉は開くようになっています。扉や隙間に挟まれたらセーフティシューに触れましょう。

セーフティシューとは：扉に人や物が触れると扉を反転させる安全装置



●中にとじ込められた

エレベーターには保守管理会社等に連絡のできるインターホンが設置されています。また、停電になっても非常用バッテリーで30分以上照明が点灯しますからまっ暗闇になることはありません。インターホンで状況を説明して救出を待ちます。

戸開き走行防止装置とは：

かごの停止位置が移動した場合やエレベーターの出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごが制止し、人が挟まれたり、転落したりすることを防止する装置です。

戸開き走行防止装置を確認しましょう

平成21年9月28日以降に設置されたエレベーターは戸開き走行防止装置が義務付けられました。それ以前は設置義務がありません。日ごろ利用するエレベーターに右のマークが付いているかを確認しておきましょう。



株式会社24時間通信

〒003-0826 札幌市白石区菊水元町6条3丁目6-46
TEL 011-871-2455 FAX 011-871-2444

13年
2月号

30秒でチョットした情報通になれる 

2月のトピックス **特定支出控除** 適用範囲が広がり、適用金額枠が増大。

サラリーマンに節税の朗報、今から準備しておこう

「特定支出控除」って知っていますか？ 平成25年1月から「特定支出控除」の対象が増え、控除額が増えました。その結果、所得税を減らせるかもしれません。でも、来年の確定申告での話しです。そこで、今からこの控除を受けるために領収書をきちんと保管しておきましょう。

●「特定支出控除」とは：

給与所得者(サラリーマン)が1年間使った特定支出の金額が「給与所得控除の半分」を超えたら、その金額を所得控除にしてよい制度です。

●給与所得控除とは：

手取り早くいうと給与収入をえるための必要経費。以下が所得控除額の算出表です。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40%or650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
以下省略	

●事例：給与が360万円。

給与所得控除：

$360万円 \times 30\% + 18万円 = 126万円$ 。

給与所得控除の半分：

$126万円 \div 2 = 63万円$

1	通勤のための支出
2	転勤に伴う転居のための費用
3	仕事に必要な技術や知識を得るための研修費用
4	仕事に必要な資格を取得するための費用
5	単身赴任で、勤務地の居所と自宅の間の交通費
6	仕事に必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費
7	仕事に必要な図書費、制服、衣服を購入するために費用

●特定支出の対象：左の表です。

例えば、4の資格取得で80万円使ったとすると80万円－63万円＝17万円が所得控除になります。

●いままでの特定支出控除は

いままでの「特定支出控除額」は「給与所得控除を超える金額」でした。それが「給与所得控除の半分を超える金額」になりました。

いままで特定支出控除の対象が1～5でしたが、それに6・7が追加されました。

適用金額が増え、適用範囲が広がりました。